◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第八四号）（厚生労働省）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第一〇四号。以下「法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月一日とした。ただし、法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八九条の二の二第一項及び第八九条の二の三の改正規定、同条を第八九条の二の一〇とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第一〇九条の次に二条を加える改正規定、同法第一〇一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第一一二条の改正規定並びに法第六条の規定並びに法附則第六条、第四一条及び第四二条の規定の施行期日は、令和七年一二月一日とした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第八五号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条～第一九条関係）

地方自治法の規定による随意契約によることができる場合として、就労選択支援を行う施設が製作する物品の買入れ等の場合を追加する等関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

三　経過措置（第二〇条関係）

就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、主務省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとすることとした。

四　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定（改正法第三条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第八九条の二の二第一項及び第八九条の二の三の改正規定、同条を同法第八九条の二の一〇とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八九条の二の二の次に七条を加える改正規定、同法第一〇九条の次に二条を加える改正規定、同法第一一一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第一一二条の改正規定並びに改正法第六条の規定並びに改正法附則第六条、第四一条及び第四二条の規定を除く。）の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（厚生労働省）

1　令和七年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和七年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十八号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条、第三十九条及び第三十九条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経験年数（裁判官又は検察官であつた年数を含む。以下この項において同じ。）十年以上の弁護士については一日当たり三千円とし、経験年数十年未満の弁護士については」を削り、「二千六百円」を「二千四百円」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の二級の職員に支給される宿泊費に相当する額の範囲内において検察審査会長が定める。

第五条中「並びに日当及び宿泊料」を「及び日当」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第二項、第四条及び第五条の規定は、この政令の施行の日以後に出発した旅行に係る日当及び宿泊料の額について適用し、当該日前に出発した旅行に係る日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂